

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など【福祉課】

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

国からの保険料負担についての考え方に基づき、介護保険料及び保険料の段階を設定します。

また、第1段階・第2段階の免除は考えておりません。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

現行の制度で保険料の減免を実施します。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

町独自の助成制度について、見直しを図る予定です。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

現行の制度で実施します。

(2)介護保険サービス【福祉課】

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

現行のとおり実施します。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

現行のとおり実施します。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

現行のとおり実施します。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備【福祉課】

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

現行のとおり実施します。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等の増は見込んでおりません。福祉系サービスも現行のとおりで実施します

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

現行のとおり実施します

★(4)介護人材確保【福祉課】

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

国の制度の中で対応します

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

財政支援は考えておりません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

必要に応じて運営指導をしています

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

現段階では、実態調査の実施は考えておりません。

★(5)高齢者福祉施策の充実【福祉課】

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

令和6年度より、難聴高齢者補聴器購入助成事業を実施しています。
現段階では、無料検診の実施は考えておりません。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

高齢者の外出支援制度を、令和6年4月より要介護3以上の者が対象となる拡充をしました。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実【福祉課】

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

第9期の計画策定で、高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を一体に作成しております。第10期も同様の予定です。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

現段階では、実施は考えておりません

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

現段階では、実施は考えておりません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成【福祉課】

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

策定委員会の傍聴は可能ですが、議事録公開の予定はありません。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

国の制度の中で対応します。

★(8)障害者控除の認定【福祉課】

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

現行のとおり、障害者控除の対象者に対し、実施します。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ【保険医療課】

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、適正な賦課に努めます。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、財政安定化基金を活用して、適正な賦課に努めます。

★(2)保険料(税)の減免制度【保険医療課】

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

減免については、「武豊町国民健康保険税条例施行規則」により実施しています。
既存の減免の拡充については、考えておりません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

18歳までの子どもに対する独自の減免制度の拡充については、考えておりません。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

減免については、「武豊町国民健康保険税条例施行規則」により実施しています。
既存の減免の拡充については、考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応【保険医療課、収納課】

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。【保険医療課】

保険料(税)滞納者に対しての特別療養費の運用については、制度の趣旨を踏まえつつ、被保険者の特別な事情の把握に努め、必要な医療の確保と負担の公平性を両立しつつ、適正な運用に努めます。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。【収納課】

滞納者との納税相談により生活実態の把握に努めています。あわせて各種財産調査の結果、換価財産なしと判断した場合は、法令に基づき滞納処分の停止、欠損処理を適切に行っています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。【収納課】

差押を執行する場合は、差押禁止財産に該当しないことを確認したうえで、生活困窮に陥ることがないように執行しております。

★(4)保険料(税)の統一への対応【保険医療課】

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

愛知県の国民健康保険運営方針に基づき、制度の安定的な運営を最優先に考え、県から示される納付金や標準保険料率、また当町の給付費の推移や財政状況を総合的に勘案してまいります。今後も適正な賦課に努めることで、被保険者間の負担の公平性を確保し、国保財政の健全化を図ってまいります。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、適正な賦課に努めます。

(5)傷病手当金・出産手当金【保険医療課】

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

町独自の傷病手当金・出産手当金については、現在考えておりません。

(6)一部負担金の減免制度【保険医療課】

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

「武豊町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱」により実施します。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

個別相談時にご案内します。

★(7)資格確認書の発行【保険医療課】

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

法令及び国・県の通知に基づき、今後も、適正に発行してまいります。

3. 生活保護・生活困窮者支援【福祉課】

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

物価高騰に対しては国の施策に基づき、給付金の給付を生活保護世帯に対しても実施しております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき適切にかつ速やかに対応してまいります。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき適切にかつ速やかに対応してまいります。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき状況にあった対応を致します。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

保護費の認定及び支給については、福祉事務所の管轄となります。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき状況にあった対応を致します。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

関係法令に則り業務を進めております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

就労支援員などの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

保護費の支給については、福祉事務所の管轄となります。

(2)生活困窮者支援【福祉課】

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してくださ

い。

生活困窮者の自立相談支援の実施機関である知多福祉事務所、関係機関と連携を行っております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

生活困窮者の自立相談支援の実施機関は知多福祉事務所となります。愛知県においては、任意事業もすべて実施して頂いております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

物価高騰に対しては国の施策に基づき、給付金の給付を低所得世帯へ実施しております。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

助成制度創設の予定はありません。

4. 福祉医療制度【保険医療課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

子ども医療費については、令和5年度より拡充しております。その他の福祉医療は現行制度を存続していきます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

令和5年度より、入通院にかかる子ども医療費の支給対象を、18歳到達年度末まで拡大しております。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

精神障害者手帳1・2級所持者を対象に、全疾患助成に拡大し実施しています。
手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)の対象者に、精神科通院の医療費助成を実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

対象者を拡大し、町民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者を対象に医療費助成を実施しています。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

令和3年4月より、母子健康手帳の交付を受けた武豊町在住の妊産婦に対し、母子健康手帳の交付月の初日から出産月の末日まで、保険適用による医療費の自己負担額を補助しています。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進【学校教育課、福祉課、生涯学習スポーツ課、子育て支援課】

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【学校教育課】

学校に通うことが困難な児童生徒の居場所として、砂川会館内及び南部子育て支援センターわくわく内に「教育支援センター ステップ」を設置し、受け入れを行っています。

【福祉課】

夏休みなどの学校長期休業時において、ちいき食堂の取り組みを実施しています。

【生涯学習スポーツ課】

国（文部科学省）の学習支援施策である地域未来塾事業の一環として、本町では『ゆめたろう塾』を実施しています。毎月2回土曜日の午前に2時間、中学生を対象とした自主学習の場として、地域の支援員の協力のもとで開催しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【子育て支援課】

R7.7～こども家庭センターを設置した。多職種による専門に特化した組織編成に努め、多角的な視点でこども家庭支援を行っている。人材確保の課題があるが、本町では会計年度任用職員でありながら十分に経験がある保健師をチームメンバーに入れ、質の担保に努めている。

(2)就学援助制度の拡充【学校教育課】

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

現行通りで考えています。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

就学援助とは別で、全員を対象に部活動費補助金の交付や卒業記念品の贈呈、オンライン授業を希望する家庭でWi-Fiがない場合は通信機器の貸出をしています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

就学援助費については、随時申請を受け付けております。毎年1月に広報及びホームページにおいて制度の周知をしています。また、入学説明会、個人懇談会等において、随時申請の受付について説明しています。

★(3)義務教育無償化【学校教育課】

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

就学援助対象者については、実質無償となっています。
令和8年度は、小学校実施無償化となっております。また、中学校については、1食につき、80円公費負担しております。(給食代370円、公費負担80円、保護者負担額290円)

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

制服については、令和8年度から武豊町中学校制服等入学祝い金として1人2万円をお渡ししております。WEBでの申請が可能です。
教材費については、夏休みの友、若あゆ日記、観察と実験など多くを町負担としております。
修学旅行費も就学援助対象者については、保護者負担のうち、小学生については22,690円、中学生については60,910円を上限に援助をしています。
町としても教育にかかる保護者負担の軽減にできるところから取り組んでおります。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について【子育て支援課】

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

国の制度に基づき事業を実施します。
園児から徴収する主食費・副食費では、給食材料に係る費用全てを賄えないため、不足分については町の一般財源を充てており、主食費・副食費の値上げは行っておりません。

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

本町の認可保育所・幼保連携認定こども園では給食の外部搬入は行っておりません。
国の制度に基づき、適切な運営に努めて参ります。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上【子育て支援課】

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

現時点においても、多くは基準を満たしていますが、入所希望の状況により、25人よりも多くなっているクラスもあります。できるだけ早期に実現できるよう努めます。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。

公民連携による民営化方針を含めた保育園整備計画の策定を今年度行い、持続可能な保育環境の整備及び運営に努めて参ります。

育休退園については、0～2歳児の受け皿の拡充および保育ニーズを勘案しつつ、対応について検討して参りたいと考えております。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

毎年実施される県の監査を基に実施しており、監査時には指導保育士も同行しております。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

現時点で公立園でのみ実施しており、必要に応じ指導保育士が園へ訪問しています。

6. 障害者・児施策【福祉課】

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

知多地域他市町の実施内容と遜色ないものとなっております。現行の制度で対応してまいります。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

知多南部地域自立支援協議会等の地域の意見、状況を鑑み、圏域で検討してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

現行の制度で対応してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

現行の制度で対応してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

関係法令等に基づき適切に実施致します。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

障害福祉サービスの適切な実施につとめてまいります。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

近隣市町の状況等を踏まえ、適切な事業実施に努めてまいります。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

障害福祉サービスの適切な実施につとめてまいります。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

現行の制度で対応してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

相談支援事業所等と連携し適切な実施につとめてまいります。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

関係法令等に基づき適切に実施致します。移動支援事業については、知多南部地域自立支援協議会等の地域の意見をうかがいながら見直しを検討しています。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

40歳以上の特定疾病に該当する方、・65歳以上障がい者について、一律に介護保険利用を優先することなく、状況を考慮し支給決定しています。

7. 予防接種【健康課】

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

武豊町における産婦健診は、現在1回で実施しております。拡充につきましては、県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

令和7年4月より5歳児を対象とした健診支援事業を保健センターにて実施しております。

8. 健診・検診【健康課、人事秘書課】

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。【健康課】

武豊町における産婦健診は、現在1回で実施しております。拡充につきましては、県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。【健康課】

令和7年4月より5歳児を対象とした健診支援事業を保健センターにて実施しております。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。【健康課】

現在は妊産婦で1回実施しております。国・県及び県内の市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。【人事秘書課】

保健センターに1人配置しています。複数配置の予定はありません。

9. 地域の保健・医療【健康課】

- ①公立病院の経営形態を維持してください。

公立病院を経営しておりません。

- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

公立病院を経営しておりません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上